

平成 31 年度第 5 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和元年 9 月 27 日（金） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 05 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 清水唯史委員 青山ひとみ委員 釜義満委員 金野博志委員
池邊照彦委員 斎藤利之委員 荒井友香委員 鹿島洋子委員
大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
保育・幼稚園係長
施設給付係長
子ども家庭支援センター主査
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

新倉南委員 平見歩委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱書の交付
- 4 委員自己紹介・事務局紹介
- 5 会長・副会長の互選
- 6 市長諮問
- 7 子ども・子育て会議について
- 8 確保方策（案）について
- 9 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 10 その他
- 11 閉会

1 開会

・事務局

まだちょっとお見えになられていない委員の方もいらっしゃるのですが、定刻となりましたので、会議を始めさせていただければと思います。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまより平成31年度第5回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

私は、本日、会長が決定するまでの間、進行役を務めます、事務局の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは着座にて進行させていただきます。

まず、本日の会議開催に当たりまして、〇〇委員と〇〇委員からは欠席のご連絡をいただいております。〇〇委員と〇〇委員にはちょっと遅れて参加するというので、ご連絡をいただいているところでございます。〇〇委員もまだ連絡はないのですが、おそらく後ほどご出席いただけるものと考えております。本日は委員の半数以上の方が出席されておりますので、東久留米市子ども・子育て会議条例第6条の規定により、会議は成立しております。

また、本会議においては、会議録作成のため会議の内容を録音しておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。会議録については、原則、全文筆記とし、発言者の名前については特定の場合を除き、会長、副会長は「会長」、「副会長」という役職名、事務局は「事務局」、各委員は個人名を記さず「委員」という形で表記させていただきます。会議録は作成次第、各委員にお送りいたしまして、内容のご確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付をさせていただいております次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

2 市長挨拶

・事務局

次第2「市長挨拶」でございます。市長より皆様にご挨拶申し上げます。お願いいたします。

・市長

それでは、皆様、こんばんは。市長の並木でございます。皆様におかれましては大変お忙しい中、また、夜分にもかかわらず、平成31年度第5回東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき設置された、合議制の機関でございます。これまでの会議では、市町村子ども・子育て支援事業計画について諮問させていただき、委員の皆様からは慎重な審議をいただいているところでございます。皆様におかれましては、学識経験者の方々をはじめ、保育園、学童保育所や幼稚園を利用するお子様の保護者の方々、また、認可保育所、幼稚園、家庭的保育施設を運営されているの方々、そして、子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員、公募による市民の方々に2年間という長期間に渡って委員をお願いして参るということになります。ご就任いただきますことに、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。今後は皆様に、子ども・子育て支援に係る様々な案件につい

てご審議いただくこととなりますが、それぞれのお立場から、そして、今までのご経験や知識に基づき、闊達なご議論、ご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。以上、甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いたします。

・事務局

ありがとうございました。

3 委嘱書の交付

・事務局

続きまして、次第3「委嘱書の交付」でございます。市長より東久留米市子ども・子育て会議委員の委嘱を行います。

委員の任期は、東久留米市子ども・子育て会議条例により2年と定められております。前期の委員の任期が平成29年8月28日から令和元年8月27日まででしたので、今いらっしゃる皆様は、令和元年8月28日から令和3年8月27日までの2年間は任期となります。

それでは、〇〇様より時計回りに委嘱書を交付して参ります。

【委嘱書交付】

4 委員自己紹介・事務局紹介

・事務局

続きまして、次第4「委員自己紹介・事務局紹介」でございます。まず、ただいま市長より委嘱をさせていただきました委員の皆様より、自己紹介とご挨拶をいただきたいと思ひます。それでは、〇〇委員を始めに、時計回りでよろしく願いたします。

・委員

〇〇です。こんにちは。僕は保育園の連合会の会長をしております。子どもがしんかわ保育園におりまして、一番下の子はおひさま保育室にいます。上の子は二小におります。二小のPTAの会長もやっています。以上です。

・委員

〇〇と申します。よろしく願いたします。私は子どもが3人いまして、下2人が落合幼稚園でお世話になっています。よろしく願いたします。

・委員

私、さくら保育園の園長の〇〇と申します。またよろしく願いたします。

・委員

柳窪で家庭的保育室をやっております。今年6年目になります。〇〇と申します。自分

自身も4人の子どもがいて、上は31歳、下は20歳になったところなんですけど、ずっと東久留米で子育てをしてきましたので、すごくいい保育とか子育てを経験してきたので、今回新規でなりましたが、何もよく分かりませんがよろしく願いいたします。

・委員

〇〇と申します。公益財団法人東京YMCAに所属しております。私も子どもが2人おりまして、上が小学校4年生、下が年中になります。知っている限りのことで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

・委員

皆さん、こんばんは。〇〇と申します。この子ども・子育て会議が設置されてから、ずっと委員をさせていただいているところでございます。先ほど、落合幼稚園に通われているということでしたが、うちの子も2人いて、卒園をさせていただいて、今は三小に、3年生と1年生で通っているところでございます。子どもたちは東久留米で生まれて、東久留米で育っているものですから、非常にゆかりもあって、この子ども・子育て会議を充実したものにできればなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

・委員

皆様、こんばんは。この会に、まず遅れてきましたことをお詫び申し上げます。教育委員会で統括指導主事しております、〇〇と申します。再任となっておりますけれども、子どもたちのために一緒に考えさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

・委員

こんばんは。〇〇です。私も引き続きということで、お世話になります。分からないことが多いんですけども、頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

・事務局

皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局から一言ずつ自己紹介をさせていただきます。

・子ども家庭部長

皆さん、こんばんは。子ども家庭部長の坂東と申します。今回、5年に一度の子ども・子育て支援事業計画の策定期に当たってございます。色々ご意見もいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

・児童青少年課長

皆様、こんばんは。子ども家庭部児童青少年課長の新妻と申します。どうぞよろしく願いいたします。

・健康課長

こんばんは。福祉保健部健康課長をしております、秋山と申します。滝山にありますわくわく健康プラザのほうで、母子保健に関する健診とか子育てに関わる相談を行っています。どうかよろしく願いいたします。

・保育・幼稚園係長

皆さん、こんばんは。子育て支援課保育・幼稚園係田村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

・施設給付係長

同じく、子育て支援課施設給付係の伊平と申します。よろしく願いいたします。

・子ども家庭支援センター主査

こんばんは。児童青少年課子ども家庭支援センター主査の南部と申します。よろしく願いいたします。

・子育て支援担当主任

こんばんは。子育て支援課の鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

・事務局

また、事務局の庶務につきましても、子育て支援課の職員が中心となって行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

5 会長・副会長の互選

・事務局

それでは、続きまして、次第5「会長・副会長の互選」でございます。東久留米市子ども・子育て会議条例第5条により、会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選することとなっております。

まず、会長について、ご推薦があれば挙手をお願いいたします。

・委員

自薦でもいいですか。やりたいです。

・事務局

ほかにございますでしょうか。はい、〇〇委員。

・委員

前任の〇〇委員を推薦したいと思っております。やはり前任のキャリアというか、そういったものも加味しまして、前会長の〇〇委員をお願いをしたいというふうに考えております。

・事務局

ありがとうございました。それでは、候補の方が2人いらっしゃいますので、投票ということになります。今、投票用紙のほうを配付させていただきます。投票は無記名となりますので、どちらかのお名前を書いていただいて、投票という形になりますのでよろしくお願いいたします。

・委員

もし可能であれば、自薦、他薦があった方から一言ずついただく訳にはいかないでしょうか。私も初めてお会いする方がいるので、分かると投票がしやすくなると思いますので。

・事務局

かしこまりました。それでは、お一人ずつ、一言頂戴をできればと思います。〇〇委員よりどうぞよろしくお願いいたします。

・委員

こんばんは。〇〇と申します。まず、僕は自薦なんですよね。立候補、やりたいんですよ。他薦とはちょっと違うと、そこはまずご理解いただきたいんですよ。まず、なぜやりたいかという、僕は自分の子どもがいて、しんかわで辛い思いをして、うちの娘はダウン症なんですよね。障害を持った子どもたちがどうやって生きていけばいいのかわかることも考えたいですし、今までずっとやってらした〇〇さんの貢献は認めつつも、新しい血がこの子ども・子育て会議に入ることを期待しておりますし、新しいメンバーで新しいスタートを切れればと思っております。あと、私は自営をやってまして、自営の仕事とは別に、子どもに初めての本物の体験を提供したいという非営利の事業をやっておりまして、海外からのゲストを呼んだり、海外に連れて行ったり、また、分かりやすく言うと、例えばガーナ人とガーナのカカオでガーナチョコレートと一緒に作ろうとか。普通子どもって学校と家庭と習い事ってこの3つの世界で生きてると思うんですよ。でも、大人のネットワークを使えば、少し手を伸ばして大人が頑張れば、子どもに新しい経験ができると思っております。例えば先ほど申し上げたようなガーナの人たちとガーナのココアからガーナチョコレートを作るとか、あと私の知り合いに能楽の人間国宝の方がいらっしゃるんですけども、その方と一緒に能楽堂で一緒に能を舞ってみるとか、あとは海外の方をお呼びして宗教ってなんだろうっていうことをやったりもしてるんですね。そういう子どもに対する思いを実現したくて連合会の会長も引き受けておりますし、二小のPTAも来年もやりますし、今回こういう機会をいただけたので、それを発揮する機会をいただければなと思っております。あと、私は海外が長いので、海外の視点から、この東久留米が開かれた都市になるように、そういう視点をもって接していきたいなと思っております。以上です。

・事務局

それでは、続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

・委員

先ほど自己紹介でも少しお話しさせていただいたとおりでございますが、この子ども・子育て会議が発足してから、委員として、今進んでいるこの計画の策定から実行、検証、そして、前回までの会においては、今まさに皆さんと議論をさせていただいている計画、そちらのほうを一生懸命させていただいたところでございます。今、ちょうど〇〇委員からもお話しがありました、ダウン症という話がありましたけれども、私の専門は知的障害で、全日本知的障害スポーツ協会の会長を拝命しております。もちろん、障害児に対しての研究者としての見地、それから、実践者として長く障害者に携わってきたところがございます。一方、うちの子も東久留米で生まれて育ったというところで、一人の親としても、この東久留米というところを子どもたちに好きになってもらって、そして、安心して暮らしていけるような、そういったまちづくりを正にここにいらっしゃる皆さんと一緒に議論を深めながら進めていけたらなというふうに思っております。私はあくまでもご推薦いただいた立場でございますので、適任の方がいらっしゃれば、そちらが皆さんの投票をもって、委員としてそのまま協力させていただければなというふうに思っているところがございます。

・委員

〇〇さんの発言の中でお聞きしたかったことがあるんですけども、他薦だって言われて、ほかの方に適任がいればとおっしゃってたんですけども、それは…。

・事務局

一言ずついただいた後で、決めるのは投票で決めるという形になっています。

・委員

〇〇さんの扱いはどうなるのでしょうか。今、会長の選任をやっていて、一言ずつ説明を差し上げたんですけども、今、遅れていらっしゃって。

・事務局

今の状況をご説明させていただきます。今、ちょうど会長の互選ということで始めさせていただいているところがございます。その中で、自薦ということで〇〇委員が会長をということでお申し出がありました。また、互選ということで、〇〇委員が推薦を受けているところがございます。これから、お二人候補者がいらっしゃるということで、無記名による投票によりまして会長を決めるというような流れになっております。一言ずつ、今いただいたところございまして、〇〇委員がその決断をするにあたって、何かもう一度というようなことがあれば、そこは考えなければいけないところですが、いかがでしょうか。

・委員

すみません、遅くなりまして。申し訳ないです。初日から。ちょっと分からないので、ちょっと一言ずつもう一回、すみません。よろしくお願いします。

・事務局

すみません、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

・委員

〇〇さんに向けて、〇〇と申します。自分はやりたいと思って手を挙げたんです。正に手を挙げたんですよ。それで、なんでやりたいんですかということ、子どもに対する思いが強いので、皆さんそうだと思うんですけども、それを会長という役目で実現できればなと思っております。子どもが3人いて、上が二小の4年生で、二男はしんかわ保育園に通っていて、一番下の娘がダウン症で、今2歳児なんですよね。それで、おひさま保育室に通っている状況です。あとは、僕は自営業をやっているんですけども、その自営業の傍ら、子どもが初めての本物の体験をできるような体験の場を作っておりまして、例えば外国人と一緒にチョコレートを作ったり、国宝の能楽師の方と能楽を踊ったり、家庭・学校・習い事の外に子どもを出せるような機会を作ればなと思っているんですね。〇〇さんは、先ほどお話しになられたと思うんですけども、これまでずっとやってらして、連続で会長もやってらっしゃるんですけども、新しくまた5年の計画を作る中で、新しいメンバーも入ったことですし、新しい顔ぶれで進めていくっていうことに意義を私は感じていませんし、何より私は他薦ではなく自薦なので、そこを評価していただければなと思ってます。よろしくお願いいたします。

・委員

こんばんは。〇〇と申します。今、ちょっと、多少ご紹介いただいたところでございますが、私はこの会議が始まって、第1回目の会議から今回4回目ということで、1回目は委員をさせていただいて、2回目は副会長の職、前は会長の職ということで、後ほど会議の中でお話があると思っておりますけれども、東久留米の計画を進めていく中で、これまでも、今行われている計画の策定、検証ということをこれまでやってきました。前回までの会議の中で、これから進むべき方向性も含めた計画や策定の途中でございますけれども、今こちらに再任されている委員の皆様とご一緒に議論をずっと進めていったところでございます。私自身は子どもが2人いまして、小学1年生と小学3年生の子どもが三小に通ってございます。私自身のバックグラウンドとしては、障害者、特に知的障害者が専門でございまして、大学でも教員をしているところでございます。本職は、全日本知的障害者スポーツ協会というところで、全国の知的障害の子たちが、ダウン症、自閉症も含むんですけども、一緒になってスポーツを通じて楽しむ環境を作っているというところで奉職しているところでございます。私は〇〇委員のほうからご推薦をいただいた立場でございますので、ご紹介のみとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、今、皆様のお手元に投票用紙はありますか。

では、皆様、ご記入のほうはよろしいでしょうか。それでは、投票箱を持って皆様のところを回らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、こちらのほうで、皆様の投票用紙を入れさせていただきました。それでは、

これから開票をさせていただきます。

結果としましては、〇〇委員が7票、〇〇委員が2票でございます。従いまして、会長は〇〇委員に決定いたしました。

続きまして、副会長の選任に入りたいと思います。副会長についてご推薦があればお願いいたします。はい、〇〇委員どうぞ。

・委員

まずもって、ただいま会長の職ということでご推薦いただきまして、どうもありがとうございます。改めて、副会長の職でございますが、前回の会議から私と一緒に色々ご相談にのっていただきました〇〇委員に是非引き続きお願いをしたいなというふうなことで、ご推薦させていただければなというふうに思いますが。

・事務局

ほかにごございませんか。

・委員

はい。やります。

・事務局

自薦ということですね。それでは、また一言ずつということでもよろしいですかね。それでは、〇〇委員から。

・委員

はい、どうもすみません。私、さくら保育園というところで、ユーカーリ福祉会っていうんですが、社会福祉法人で7年間仕事をさせていただいております。その前が、今日、障害関係が多いのでいいなと思ったんですけど、私、東京都の特別支援学校の教員をやってみて、そちらを、発達をやってたんですが、やっぱり発達を見るとですね、やっぱり乳幼児からやらなきゃいけないなと思ってですね、教員を辞めさせていただいて、今、保育園のほうで働かせていただいております。保育園のお父様、お母様と一緒に支援をしていくために、もう一度、型の中だけではなくて、型をちょっと越えたところでお互いに連携して行って、色んなところで助け合っていけるのかなというふうには考えていまして。本当に前会長にはお世話になってばかりで何もできなかったんですが、頑張りたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

・委員

自薦は、僕は大事にしたいなと思うんですよね。自分が立候補しているのもあるんですけども。あとは、先ほど申し上げたことに加えて、僕はずっとビジネスの世界で生きてきて、今もビジネスの世界で生きていて、ビジネスとして考えるとどうということなんだろう、行政にとっては新しい見方というか、なかなか不慣れな見方なんだろうけれども、

そういうアプローチをとっていききたいなと思うんですよね。合理的に考えておかしいんじゃないとか、合理的に考えればこうだねっていう視点を持ち込めたらなと思ってます。もう一つは、先ほど申し上げたように海外が長いので、日本がどうしたら海外から遅れないでいくのか。今、失われた30年はもう返ってこないですけども、それを自分の子どもたちが今後の日本を生きていく時に、海外の良い例を取り入れて、日本の今までの良いところを謙虚に振り返って、そういうスタンダードをこの会議に持ち込めればなと思ってます。ありがとうございます。

・事務局

それでは、投票用紙を配付させていただきます。

皆様、記入のほうはよろしいでしょうか。それでは、投票箱を先ほど同じようにお持ちして参りますので、ご投票のほうをよろしく願いいたします。

それでは、開票を始めさせていただきます。

〇〇委員が7票、〇〇委員が2票でございます。副会長につきましては、〇〇委員に決定いたしました。

それでは、これにおきまして、会長、副会長が決定いたしました。では、〇〇委員、〇〇委員はそれぞれ会長席、副会長席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、ここで会長、副会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。副会長からご挨拶をお願いいたします。

・副会長

私、先ほど説明した、さくら保育園の園長をさせていただいております。今、保育園のほうも色んな状況がありまして、保護者と共にということをやっている、進めていきたいと思っていますので、この子ども・子育て会議でも是非勉強させていただいて、参考にさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

・会長

改めまして、〇〇でございます。本日もたくさんの議題があろうかと思えますので、簡単にお話しをさせていただきます。〇〇さんからお話しがありました、新しい風ということも非常に重要なことだということ、非常に強く感じているところでございます。だからこそ、お集まりの委員の皆様、今回2年に渡ります、この委員会に関しまして、闊達なご意見を賜りますよう、微力ながら会長職を務めさせていただきたいというふうに思えますので、どうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

・事務局

ありがとうございました。

6 市長諮問

・事務局

それでは、次第6「市長諮問」に移らせていただきます。市長より東久留米市子ども・

子育て会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に諮問をいたします。よろしくお願ひいたします。

・市長

東久留米市子ども・子育て会議会長殿、東久留米市長並木克巳。諮問書。子ども・子育て支援法及び東久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記。1. 子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定について。2. 子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定について。以上です。

・事務局

ただいま市長より会長に交付いたしました諮問書の写しは、これから事務局より各委員の皆様へ配付をいたします。

なお、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、ここから議事進行を会長に引き継ぎいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

・会長

それでは、早速これから本会議の本論に入りたいと思います。事務局にお尋ねします。本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞお通してください。

傍聴の方が着席されましたので、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否をあらわさない、また、騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

・事務局

では、配付資料について、確認させていただきます。

事前に配付させていただきました資料は2点となります。

まず、資料1「東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準」でございます。

次に、資料2「東久留米市子ども・子育て会議 これまでの議事内容(平成29年度以降)」でございます。事前配付資料については以上です。

続いて、本日配付いたしました資料は5点です。

まず、資料3「東久留米市子ども・子育て会議委員名簿」でございます。

次に、資料4「子ども・子育て支援事業計画における確保方策(案)」でございます。

次に、資料5「東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)」でございます。

次に、資料6「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内(令和元年度版)」でございます。

次に、資料7「東久留米市子ども・子育て支援事業計画<平成30年度進捗状況 点検・

評価結果」でございます。

配付資料の確認につきましては、以上です。

また、先ほど皆様にお写しをお配りいたしました諮問書について補足させていただきます。本諮問は委員改選時に行っておりまして、前期の初回でも同様の諮問がございました。内容としては、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の利用定員の設定について、委員の皆様からご意見をいただくものですが、本日の会議では、特に会議に諮るものはございません。次回以降の会議において議題にあげる際には、よろしく願いいたします。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。事務局から資料等についてのご説明がございましたが、資料の不足等はございませんでしょうか。ありましたら挙手にて。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたが、本日も議題が多くございます。もとより慎重な審議を妨げるものではございませんが、委員の皆様におかれましては、この点を踏まえまして円滑な議事進行にご協力いただけますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

7 子ども・子育て会議について

・会長

それでは、次第7「子ども・子育て会議について」に移りたいと思います。事務局より、ご説明をお願いいたします。

・事務局

では、次第7について、内容のご説明をさせていただきます。本日は、現在の委員構成による最初の会議となりますので、本会議の概要について、少々ご説明をさせていただきます。お手元に「資料1」「資料2」「資料3」及び「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を参照するため、黄色いファイルをご用意ください。

それでは、まず黄色のファイルにございます「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」の89ページ、「東久留米市子ども・子育て会議条例」をご覧ください。黄色の付箋を貼っている箇所でございます。

本会議は、同条例第1条にありますとおり、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年8月に設置された合議制の機関でございます。その設置目的は、同条例第3条の(1)から(5)に掲げる事項を処理することでございます。

先ほど皆様には、本会議の委員として委嘱させていただきましたが、第4条第1項にもありますとおり、本会議は市長が任命する委員をもって組織され、子ども・子育て支援に関わる様々な方々にお集まりいただいているところでございます。委員の皆様の名簿につきましては、「資料3」として作成させていただきましたので、ご参照ください。

また、「資料1」には、委員要件の特例ですとか、傍聴の手続きなどが定められております。条例と併せて、これらに基づきまして、東久留米市子ども・子育て会議が開催・運営されていくこととなっております。

平成 29 年度以降の議事内容については、「資料 2」にまとめられております。そちらをご覧ください。会議自体は平成 25 年 8 月に発足しておりまして、今年度の 8 月までに合計 48 回会議が開催され、委員の皆様からご意見をいただき、資料にございますように、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」や「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方」などにつきまして、審議を行って参りました。

今後のスケジュールや議題などの予定につきましては、黄色のファイルの青い付箋が貼ってある箇所をご覧ください。今回の会議も含めまして、今年度中はあと 6 回開催の予定がございまして、第二期の子ども・子育て支援事業計画が議事の内容と考えております。各回の詳細日程については、別途ご相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、次第 7 「子ども・子育て会議について」の説明とさせていただきます。

・会長

はい、事務局、ありがとうございました。本日、新任の方もいらっしゃいますので、ちょっと分かりやすくご説明を追加させていただきます。お手元の「資料 2」をご覧ください。こちらは平成 29 年度と 30 年度、それぞれ 6 回ずつこの会議が行われているという経過が出ております。今、我々は 31 年度の途中にいるわけで、第 5 回目の会議となっております。一方で、こちら黄色いファイルのブルーの付箋がしてあるところですね。こちらを見ていただきますと、本年度、この後こういう形で進んでいくよというロードマップがこちらに書いてございますので、つまりは 29 年度、30 年度に比べまして、若干 31 年度は多くございますよということを確認していただくと同時に、我々が何をこれから審議したり、決めたり、また、検討したりというようなことをしていくのかということをご確認いただければというふうに思います。こちらの資料等に関しまして、また、子ども・子育て会議等に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうかね。委員にアプライをされた時にもこういったご説明があったかというふうに思いますので、また、改めて、ご自宅に戻られましても見ていただければというふうに思います。

8 確保方策（案）について

・会長

続きまして、次第 8 「確保方策（案）について」に移りたいと思います。先ほど並木市長から諮問を受けておりますが、これ以外にも前会議からの引き継ぎという形で「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」についても諮問を受けております。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、本日の議題であります確保方策の前に、これまでの経緯について、事務局のほうから少しご説明をいただければというふうに思います。では、事務局、よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、次第 8 「子ども・子育て支援事業計画における確保方策（案）について」本日分のご説明に先立ちまして、これまでの経緯について説明をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画には「量の見込み」と「確保方策」を定める必要が

ございます。「量の見込み」とは、事業に対してどのくらい需要があるのかを計る指標であり、「確保方策」とはその「量の見込み」に対して、対応する提供体制の確保の内容、実施時期を定めるものでございます。

この「量の見込み」を算出するために、平成30年10月から11月にかけて、市内の就学前児童または就学児童の保護者2,000人を無作為で抽出し、当該保護者に対して特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などのアンケート調査を行っております。

平成31年4月26日の会議で、教育・保育の提供区域について、量の見込みの単純集計についてご意見をいただき、5月24日の会議で、教育・保育の提供区域について1区域とすることについて、量の見込みの補正について等、ご意見をいただきました。7月24日の会議で、さらに精査をしました最終的な量の見込みの補正についてご意見をいただきました。8月23日の会議では、ご意見をいただいていた「量の見込み」に対する確保方策のうち、幼稚園、保育園等を示す「教育・保育事業」の確保方策と、学童保育を示す「放課後児童健全育成事業」のうち南町小地区のみを除いた部分の確保方策について説明を行って参りました。様々なご意見をいただきながら、また、前回8月23日の会議では、確保方策の検討と併せて量の見込みについてもご確認をいただきながら、概ねお手元の黄色いファイルの青い付箋、先ほど確認をしていただきましたスケジュールでございますが、そちらに沿って進んできたところでございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。先ほど私のほうからもご説明さし上げましたとおり、今、進んでいる事業計画や、進んでいる色んな議題の途中で皆様が委員に委嘱されておりますので、これまでの経緯をご説明いただいたところでございます。

特に、量の見込みの算出のためのニーズ調査、それから、提供区域として市域を1つの区域とすること、また、ニーズ調査に基づく量の見込みの算出、量の見込みの補正、確保方策のうち「教育・保育事業」の確保方策と南町小地区を除いた部分の放課後児童健全育成事業の確保方策の説明までは前の委員の方々、務めさせていただいた方々で活発な議論をしたところでございます。様々なご意見を頂戴したところでございますが、これまでの内容について一定の確認をしてきたと考えております。

それでは、本日の議題であります、確保方策（案）についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、資料4をご覧ください。横長の資料になります。本資料の表の仕組みについて、まずご説明をいたします。

この表は、国が示した量の見込み及び確保方策の記入形式を準用したものでございます。1ページから8ページの各事業の表中の「①量の見込み」には、これまでの会議でお示しました「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを記載しております。この量の見込みに対応する各事業の確保方策を「②確保方策」の表に記入しております。そして、表中にあります「②確保方策－①量の見込み」の差引が0以上になっ

ている事業については、計画期間中に量の見込みに対応した確保ができるということになります。

それでは、各事業の確保方策の説明に入ります。

前回の会議におきまして、1ページの「教育・保育事業」の確保方策について説明を行っておりますが、こちらの1ページの「教育・保育事業」のうち、令和2年度から令和6年度までの「②確保方策」の表中の3号認定1・2歳の認可外保育所の確保の数が、前回説明の時は「38」となっておりましたが、こちらが「2」増えまして「40」となっております。この増加分は、企業主導型保育施設の地域枠について確保の目途が立ったため、反映をしたところでございます。

次に、残りの「地域子ども・子育て支援事業」全13事業の確保方策について説明をいたします。

・委員

今のもう一回説明してもらえますか。

・事務局

上段のところの、令和2年度の3号というところが分かりますでしょうか。その下に1・2歳という枠がございまして、そこから5枠下がったところに認可外保育所というところに数字が「40」というふうに記載させていただいております。これが、前回の会議の時には「38」という形でございました。この「2」増えたところと申しますのが、企業主導型保育施設というところの地域枠というものを設定することができまして、その地域枠の設定をしたということで、「2」増えたというところでございます。企業主導型保育の事業者の方と調整がついたというところでございます。

・委員

「2」増えたということですか。

・事務局

はい、2席増えたということです。

次に、残りの「地域子ども・子育て支援事業」全13事業の確保方策について説明いたします。各事業所管課からご説明いたします。

まず、13事業のうち、子育て支援課、健康課所管の事業をご説明いたします。2ページをご覧ください。

(1) 利用者支援に関する事業の確保についてでございます。この利用者支援事業は、平成30年度に行いましたニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではございません。これまでの実績として、子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する「特定型」を市役所の窓口で実施し、また、妊娠期から子育て期(就学前)に渡るまでの切れ目のない支援を関係機関と連携しながら行う「母子保健型」をわくわく健康プラザで実施しております。第二期においても、引き続きこの両事業を進めて参りますの

で、「特定型」、「母子保健型」とともに「量の見込み」、「確保方策」についてそれぞれ1か所になります。

次に、(2) 時間外保育事業（延長保育事業）でございます。こちらは、2号認定、3号認定を受けた子どもたちが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。確保方策は各園の延長保育の実施状況を勘案し、令和2年度から令和6年度までの確保方策の数字を載せておりました、一番下の「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えております。

次に、3ページ(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）でございます。この事業は、子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。令和2年度から「②確保方策」が「880」という数字が出ておりますが、これは施設の稼働日数を概ね220日と想定し、定員4名で行っている事業でございますので、 220×4 ということで「880」という数字が算出されております。そして、一番下の行の「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えております。

次に、4ページに進ませていただきます。(9) 一時預かり事業でございます。この事業は、急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めております。

まず、①一時預かり事業（幼稚園型）ですが、こちらは主に幼稚園・認定こども園を対象とした事業でございます、市内の幼稚園・認定こども園に意向調査をさせていただいて、その結果を基に各年度の確保方策の数字を当てさせていただいたものでございます。一番下の行の「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えております。

次に、②一時預かり事業（幼稚園型以外）のファミリー・サポート・センター事業分を除いた部分についてご説明をいたします。こちらは現在保育所等で行われている一時預かりの実施状況を勘案し、令和2年度から令和6年度までの確保方策の数字を載せておりました、一番下の行「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中、5年間において確保達成ができると考えております。

次に、9ページをご覧ください。(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業、(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業でございますが、こちらはニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではございません。なお、両事業とも目標値を設定するものではなく、申請に基づき適正に給付等を行うことから、第一期事業計画に引き続き、「量の見込み」及び「確保の内容」は設定しないというふうに考えております。

なお、第二期事業計画には9ページに記載の内容のとおり、事業内容、実績、今後の方向性を示しているところでございます。

子育て支援課からの説明は以上となります。

・事務局

事務局の〇〇です。

次に、3ページ(4)乳児家庭全戸訪問事業でございます。

この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業でございます。この事業はニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではなく、令和2年度から6年度の出生数等を勘案して推計ということになっておりまして、(4)の表のとおり量の見込み、確保方策となります。なお、この事業の量の見込みの単位は「人」となっておりまして、確保方策の単位は訪問数となっております。そして、訪問率として%で示させていただきますと、100%ということになります。最後に、一番下の確保方策でございますが、実施体制としましては15人、こちらは常勤及び嘱託保健師10人と委託しております助産師5人を合わせた15人となります。実施機関としましては福祉保健部健康課で、委託団体等につきましてはひがしくめ助産師会となります。

次に、5ページ(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)でございます。

この事業は妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業でございます。妊娠確定後、妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健診と妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診を一部公費で受診できる受診票をお渡しします。なお、本事業もニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではなく、出生数等を勘案して推計ということになっております。それでは、表の内容ですが、「①量の見込み」の単位は「受診券配布件数」となっておりまして、これに②の「1人あたりの健診回数16回」をかけますと、当該年度の総健診回数となります。最後に、一番下の確保方策でございますが、実施場所といたしましては「委託医療機関」、実施時期は「通年を通じて実施」するものでございます。実施体制につきましては「個別」とございますが、健診については集団健診・個別健診という形式がございますが、本事業は「個別健診」でございます。検査項目については「国が定める基本的な妊婦健康診査項目」ということで、括弧書きさせていただきますが、「体重・血圧・尿・血液検査その他」となっております。

・事務局

13事業のうち、子育て支援課、健康課の所管事業の説明は以上でございます。

・会長

今、担当課からお話しがありましたけれども、初めての方は恐らく何を言っているのか、ちょっとキャッチアップするのが難しかったかというふうに思いますが、まず、この資料4を見ていただきまして、重要なところなんですけれども、先ほど申し上げた、ここの①と書いてある量の見込みですね。どのくらいの量が見込めますかというものを国の基準を参考に、東久留米として補正をかけるなどしてこの量の見込みを決めております。これも前委員の時から、非常にこの量の見込みが正しい数字が出ているかどうかということを慎

重に議論させていただいて、これを確認したところです。その量の見込みに対して、これだけ必要な量があるよねということに対して、じゃあどのぐらい用意しなければいけないのっていうのが確保方策になります。なので、この②から①を引いて数字がプラスになっていれば確保されてますよと、大丈夫ですよと、こういう話なんですね。その大きな鑑がこちらの資料4のここになります。この量の見込みにつきましては、今申し上げたとおり、細かい計算作業、それから委員の皆様からのご意見も頂戴したところでございますが、7月、8月の前回の会議を経て一定の確認をさせていただいたところで、今回はこの確保方策ですね、ちゃんと足りてるのかという、数字が大丈夫なのかというところのお話を皆さんに、各担当課から差し上げたというのが大きな流れでございます。ここまでよろしいですかね。それで、具体個別の話というのが、この13事業、13個事業があるんですね。この13事業があって、それぞれ各年度ごとにこういう見込みがありますよということがここに記載されているということになります。よろしいですか。はい、どうぞ。〇〇さん。

・委員

今おっしゃったのは、見込みの数より確保方策が多ければOKですよという話をされたんですね。

・会長

OKですよというより、確保方策がこういった形で示されている案を皆さんに提出されているという話です。

・委員

プラスだからOKと、さっき会長さんおっしゃいましたよね。で、伺いたいんですけれども、例えば保育園で待機児童の問題ってあるじゃないですか。確保方策がプラスなのに、待機児童が出てるという状況はどう理解したらいいんですか。

・会長

はい、では事務局。

・事務局

例えばのところの話となりますが、現状におきましても、128 空き定数があるにも関わらず、待機児童が28人というのが平成31年4月1日の状況でございます。単純にその量の見込みと確保方策を定めていく中で、確保方策が上回ることは当然必要なこととなりますが、それ以外にも様々な要素がございますので、必ずしもそれが整ったから待機児童がゼロになるという話ではないというような形で、より複雑な要件が絡んでいるというところでご理解いただければというふうに思います。

・委員

確保の数は多いけれども、実際に入れない方がいらっしゃるわけですね。それは例えば保育園が地域によって偏在があって、ニーズが多いところに供給が間に合っていないとい

うケースもあると思うんですけども、どういった理由でその確保方策が埋まっているのに待機児童が出るという状況が生まれるんですか。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

まず、一つ、先ほど私のほうでご説明させていただいたところでございますが、東久留米市におきましては、現計画におきましても、次期計画におきましても、提供区域を市域を一つとするというところで数字のほうを、ニーズ調査のほうを実施させていただいているところでございます。従いまして、その地域ごとの偏在というところの数字を分析していくというところが非常に難しいというような状況でございます。以上でございます。

・会長

その点に関しましては、正に前回の会議の時にかなり何人かの委員様からも同じようなご懸念事項がございまして、この東久留米市をどう見るかというところの中で、数字を出していく時に、東久留米市以外の都市、市区も一区域として見ていくという形の議論、もしくは提案があって、それに対して皆さんで議論をさせていただいたというのが経緯でございます。この会議においてはそれでいきましょうということで一応決定している。ですので、〇〇さんがおっしゃるところの1個1個見ていく場合と全体を俯瞰して見る場合で、確かに全体としてはプラスかもしれないですけども、部分的にはマイナスになっている可能性があるところというのはもちろん否定はしませんけれども、それも踏まえて、会議のほうでは議論をさせていただいたというところでございます。

・委員

決定がされたんですか。前回の子ども・子育て会議で決定がなされたとおっしゃったけれども。

・会長。

はい。今、私が申し上げた決定というのは、一区域で考えるということの決定はされました。

・委員

そういうご理解で皆さんいらっしゃいますか。そういうことを決めたっていう、この対象を一区域にして量の見込みと確保方策のギャップを見ていくことを前回のこの場で決められたということなんですか。

・会長

はい。一区域というのは、もう一度言葉の確認ですけども、一区域というのは、東久留米を全体として見るということ。1個の区域を特別にして見るという一区域ではな

くて、全体として1個として見ていくということですね。それはこの会議で決定しているというところでございます。

・委員

新しく委員になったので分からないんですけども、決定ってどうやって取ってるんですか。多数決を取ってるんですか。

・会長

皆さんからご意見をいただいて、それで、よろしいですねということで、よろしいですということでご意見を。

・委員

手を挙げてるんですか。

・会長

手をとより、確認をして反対意見がないと。で、確認をしたと。

・委員

反対意見がなかったとは思ってないんですけども。少なくとも、僕の前任の坂入さんは反対しているはずなんですけれども。

・会長

会議としては確認をしています。

・委員

反対意見がなかったとおっしゃったじゃないですか。

・会長

反対意見というか、ご意見はありました。確かに。考え方として、この一区域でやる方法と、当時は二区域か三区域、いくつかあったんですね。ちょうどいい機会ですので、どういう経緯かというのを含めてお話しします。一区域で考えて数字を出すということか、二区域もしくは三区域に分けて数字を出すかと。この議論をしていく時に、では、ほかの区域、多摩、この近隣ですね。ほかのところはどのような形でこういった確保方策をされているのかということも資料としても提供させていただき、正確な数字はちょっと忘れちゃったけれども、22分の19ぐらいが一区域でやりましょうという、ほかの市町村の状況を鑑みて、改めて委員の皆さんと確認して、ここでじゃあその方向で行きましょうということで決定しております。どうぞ。

・委員

私も再任ではあるので、やっぱりこういう時って資料と一緒に確認をしていただいたほ

うがいいのかなと思って。せっかく今、皆さん黄色いファイルがありますし、記憶で確かとおっしゃったんですけど、今、私が見ているのが、31-1と31-2なんですけど、そこに多摩地域の設定状況について資料が入っているので、これを会長からご説明いただいたほうが。データがあるのでと思ったんですが。

・会長

では、それは事務局から説明していただいているんですか。31-1のところの、多摩地域25市におけるというところですね。

・事務局

こちらの時の会議の主な内容でございますが、まず、一番初めにこの提供区域を決める必要がございます。一区域とするのか、数区域とするのかというところでございます。その中で、東久留米市におきましては、それほど市域が大きくないこと、それから、市を分断するような大きな条件がないこと。例えば、山間部と都市部に分けられるとか、大きな川が流れていて市域が全く異なるということがあれば提供区域を二つに分けて考えるといったところもございますが、東久留米市においてはそういったところがないというところで、提供区域を一つにするということで進めさせていただいているといったところでございます。以上でございます。

・会長

よろしいでしょうか。

・委員

ちなみに質問してもいいですか。

・会長

どうぞ。

・委員

量の見込みは国の基準とさっきおっしゃいましたよね、会長さんが。

・会長

国の基準に準拠した形でということですね。

・委員

7月でしたっけ。量の見込みの補正を行ったじゃないですか。まず、その理由をもう一度教えていただきたいというのと、その補正をした時に量の見込みに対して利用実績の比較をしてますよね。利用実績の比較をした時に、国の基準に倣うと最新の数字を使いなさいとあるのに、なぜ最新の数字の平成30年度ではなくて平成29年度の数字を使ったんですか。補足いたしますと、利用実績の人数は平成30年度は896人なんですよ。平成29年

度は利用実績は 848 人なんですね。ここに約 50 人の差があるんですよ。もし利用実績を 896 人、最新の数字を使っていれば、量の見込みの捉え方が変わってくるんだっただんじやないですかという質問が前回の子ども・子育て会議でされたと理解しているんですけども、ここを国の基準の最新ではなくて、1 年古い数字を使った理由について合理的な説明を求めます。

・会長

お願いします。

・事務局

それでは、いただいたご質問についてお答えをさせていただきます。量の見込みにつきましては、8 月の子ども・子育て会議において、1 名の委員の方から疑問を述べられたところがありました。その補正の部分を今、ご質問いただいているかと思しますので、そちらについてご説明をさせていただければというふうに思います。まず、量の見込みのうちの 3 号認定、3 号認定というのは保育施設を利用する 1・2 歳というところになります。それについて、ニーズ調査に基づく単純集計では 966 という数値が算出されたというところがございます。こちらについて、まず、5 月の子ども・子育て会議の時点ではまだ精査の途中だったこともありまして、補正を行わないとする資料をお示ししております。その後、精査を行った結果、7 月の会議において補正が必要との判断から 947 という数値をお示しました。まず、一点目の疑問点としては、5 月では補正を行わないとしていたのに、7 月で補正を行うのはなぜかというご指摘をいただきました。こちらにつきましては、5 月の段階の資料はあくまでも検討段階における資料の第一弾としてお示したところとございましたので、その後の精査の結果、補正を行うべき理由がございましたので、補正を行ったといったところとございます。次に、単純集計の数値と平成 29 年度の利用実績を比較しまして、10% のかい離があることを補正が必要か、精査する基準といたしました。保育所に通われる 1・2 歳児については 10% のかい離があったことから精査を行いまして、補正を行うべき理由がございましたので補正を行いました。7 月の段階で、ご指摘のとおり、平成 29 年度よりも直近となります平成 30 年度の利用実績が確定いたしました。二点目の疑問点といたしましては、この平成 30 年度の利用実績と単純集計の数値を比較いたしますと 10% のかい離がないというところで、補正は行うべきではないのご指摘をいただいたところとございます。こちらにつきましては、7 月に平成 30 年度の利用実績が確定するもっと前から、その時点の最新であった平成 29 年度の利用実績との比較に基づいて精査を行って参りました。その平成 29 年度の数値を使って進めるということは資料のほうにもお示しをして、配っているところですので、委員の皆様もご承知いただいていたことと考えております。全体のスケジュールの関係から、平成 30 年度の利用実績の確定を待つことはできない状況とございました。また、精査を進める中で、その 29 年度との比較ということになります。補正をすべき理由があったというところで補正を行ったというところとございます。

・会長

ここまでで、ほかの委員の皆様から何か疑問やご質問はございますでしょうか。今、〇〇委員のほうにご意見を非常に多く集中しておりますので、ほかの方からもご意見を頂戴したいと思いますが。いかがでしょうか。新しい方も多いので、なかなか難しいことかというふうに思いますけれども。よろしいですか。大丈夫ですか。では、〇〇委員、どうぞ。

・〇〇委員

今、おっしゃったのは、5月から7月にかけて補正を行ったのは、何らかの条件が変わったとみなされたので補正を行ったんですよね。

・事務局

それにつきましては。

・委員

イエスかノーかで答えてください。何かが変わったので補正をしたんですよね。

・会長

それでは事務局、ご説明ください。

・事務局

こちらのほうで補正を行うというところにご説明をさせていただいたところですが、こちらについてはもうすでに先ほどご説明をさせていただいております。5月の子ども・子育て会議の時点でお示しした資料は精査の途中の段階の資料でございました。その後も引き続き精査を進めてくる中で、補正をすべき理由がございましたので補正を行ったということでございます。

・委員

補正があった理由があったんですよね。さっきおっしゃったのは、29年度の数字をなぜ使ったという質問に対して、そのタイミングでは平成30年度の896人という数字が出てなかった訳ですよね。であれば、5月から7月にかけて行った補正に理由があったように、29年度の数字が30年度の数字として新しく変わった訳ですから、その数字を基に新しく補正を行うということにはならないのでしょうか。

・事務局

そちらにつきましては、私どものほうで補正をすべきという理由があって、そちらについても委員の皆様にご説明をして、補正を行うべきというご判断をいただいたものというふうに考えております。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

実を言うと、私は前期の子ども・子育て会議でも同様の発言をしているので、あえてここでもしておきたいなというふうに思っているのが一つと、もう一つ、本日の議題について確認ということを見せていただきたいと思いますと思うんですけども。一点は、やっぱり色々疑問を持ったり、聞きたいなと思うことが私もあったりはするんです。ただ、事務局とのやり取りになってしまうと、会議体としてはこういう意見を持ってるんだという議論にならなくなるのがあって、例えば、私たちは委員として、会議体としてやっぱりその出し方は納得できないよということであれば、会議体として納得できないよという意見を出したいし、全体としては納得しているんだよであれば、会議体としては納得しているんだよという形にしなければ、この会議をもっている意義というのがちょっと薄くなるのかなということ個人としては考えていますという意見表示が一点。もう一点は、今日の議題って確保方策なのかなと思っていて、もちろん量の見込みは絶対に重要なんです。そこは全く否定しないし、〇〇委員がそこを重視する気持ちは分かるんですけども、同時に、きちんと確保できるのか、例えば、今、待機児童が出ているっていうその実態というのは重要なことだというふうに思うので、だから量の見込みについて否定することではないんですけども、さっき最初の事務局の説明で、3号認定の1・2歳のところの認可外保育所が2人増えて40になりましたという話があって、そうか、それで②-①は8まで増えたんだなと思うんですけども、一方で、その余裕が8で本当にいいのと。確保方策をもっと、しっかりそこを考えていって、分からないじゃないですか。マンションがドーンと建って、ドーンと引越す子がいて、8人を超えちゃうかもしれないとか。もう少しそのところの余裕が欲しいとか。そこが量の見込みだって言われちゃえばそうなんだけれども、確保方策の数が本当にこの余裕数でいいのっていうところをむしろ話し合うのが今日の内容なのかなと次第を見ては感じていたので、そこは進行としてどうなのかなっていうのが分からなくなってます。

・会長

はい、ありがとうございます。今、〇〇委員のほうからお話しがありましたけれども、前回もちょっと似たようなケースというお話もありましたが、今回、新しい委員の方が入られて、過去、会として確認して進めたことを、もちろん確認という意味で振り返ることは重要ですけども、あえてそこからまた再議論するということは、これはむしろその時にいらっしゃった委員、もしくはその会そのものを否定することにもなります。これは、今回、皆様が委員になられて、この後、また次に委員会が発足していく時にも同じような状況があってはならないというふうに思っております。しかしながら、〇〇委員がおっしゃるように、疑問を持たれるということに関してはよく分かることです。むしろ、新しく入られた委員の皆様におかれましては、ああそういうことなのかと、今、事務局からご説明いただいたとおり、こういうことで量の見込みが決まって、こういうことで決められた数が少し補正がかかって変わったんだなということが分かったということでございますので、非常に有意義だったというふうに、まずは私は思っております。その上で、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、基本的には量の見込みについてはこの会議で確認をし

ております。前回、前々回で確認をしておりますので、本日の議題に関しては、正に確保方策(案)についての話を皆さんとご議論をしていただきたいというところでございます。その中で、確保方策で、例えば今、お話しがあったように、そもそも一つにまるっとエリアを決めて、その中から算出していくんだ。なぜ1個でまとめたんだという、ほかの市区町村もこういう方法を取っているし、今、委員からお話しがあったように、急にマンションが建ったりすると、それをまたそれぞれに分けて考えるとなると、これもまた数字を出すのが非常に難しいと、こういった議論も3回前ぐらいの会議の中でお話しがなされたところでございます。それを踏まえて、今、実はこの会議に、皆さんお越しいただいているというのが、バックグラウンドとしてはそういう状況があるということ、会長として皆さんに追加でお話しをさせていただきたいというふうに思います。副会長から何かございますか。

・副会長

はい。良いと思います。

・会長

よろしいですか。その上でですけれども、もちろん皆さんからのご意見を妨げるものではありませんけれども、改めて確保方策の部分について、特に3号認定のところ、認可外保育所については前回のお示しでは38、それが努力によって40に、プラスに増えましたよというお話しでしたが、その確保方策に関わることにつきまして、ほかの委員からのご意見、また、ご感想、また、ご質問等あればと思います。前回委員をされていましたが、〇〇委員に何かお話しいただければというふうに思いますが。

・委員

この教育・保育事業の資料4の1ページのところでは、ちょっと私もご意見する部分がなくて、一つ感じたところは、3ページの乳児家庭全戸訪問事業、(4)のところなんですけれども、ここで、生まれるお子さんの数が推計で出ているということで、やっぱりどんどん少子化が進んでいってしまっているのだなというのを一つまず感じまして、それに対して、全部のお子さんに対してきちんと訪問していただけるように対策を取っていただいているということで、これはやっぱり孤立をさせないという部分ですごく大事なことだなというふうに感じました。本当に、市のほうとしても努力していただいて、本当にありがたいなということを感じました。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。

・委員

確保方策と量の見込みということではないんですけれども、今日の会議の進行を聞いておまして、新しく委員になられた方にとってはすごく難しいというか、分かりにくい話が多いなということ、私自身もまだそんなに日が経っておりませんので、確かに難しい部分というのが多くあるかと思えます。私たちがここにいる意味ということ考えた

時に、市對我々という構図ではないということなので、市がこのようにしていきたいということに対して、我々がそれを確認した上で、それが明らかにおかしいのではないかということがない限り、我々というのは市の方策に則って進めていくということを承認しようというような、そういう会議体ではないのかなというふうに考える次第です。

・会長

〇〇委員のほかにもお話しがありました。承認するというのも確かにあるのかもしれないですけども、ただ、そういったことよりも、むしろ市のほうから提案されたことに対して我々がしっかりと精査して、意見をしっかりと述べると。それに対して、また市のほうからフィードバックして、本当にこれで良かったのかと、これがこの会議の本質ではないかなというふうに思います。もちろん、かなりの時間をかけて、市のほうも色々と資料、また、数字の積み上げをされておられましたので、一定以上の信頼はしているところでございますが、正に〇〇委員からお話がありましたように、この数字はどういうバックグラウンドがあってここまで積み上げてきたのかというものを、我々が確認することは非常に、〇〇委員からおっしゃっていただいたように、大変重要なことだというふうに思います。例えば、4ページの(9)一時預かり保育事業というものが、②なんかを見ると、令和2年度は2,800マイナスというところがだんだんと減っていった訳ですよ。これってなんでこういうふうになってるの、何がこの背景にあるのかということをお我々がしっかりと見落とさないで、こういったものを確認していくと。そして、必要であれば市のほうに回答を求めていくということではないのかなというふうに思います。ここまで、非常に難しい議論もあったかと思えますし、〇〇委員に関しましては、委員としては初めてですけども、以前からこういったことに非常に関心を持っていたので、ある意味専門的な立ち位置からお話しされているのかというふうに思いますが、今日、初めて委員になられた方、色んなご意見でも結構でございますので、一言この段階でお話しただければというふうに思います。

・委員

恥ずかしながら付いていくのに精いっぱい、今の段階では、今までの経過を聞いてそうなんだなっていうことを感じているところです。ちょっともう少し時間が欲しいなと思います。

・委員

私も初めてですので、分からないこともたくさんあったんですけども、事前に資料を読んできてもピンとこなかったことが、今のやり取りで少し見えてきたかなと。おかげさまで、見えてきたなっていうのがあります。それと、ちょっと立場が違うので変な意見かもしれないんですけどいいですか。自己紹介をした時に、家庭的保育室をやっていますと。定員が5名ですので、例えば定員割れをすると死活問題なんですね、実は。確保されて余裕ができるのは、確かに待機児童がなくなるっていうのが目標ですから、もちろんそれは喜ばしいことなんですけれども、じゃあ確保をいっぱいすればいいのか、どんどん数を増やして確保すればいいのかっていうことではない訳ですよ。たくさん増えるっていうことになると、例えば保育園に欠員が出る訳です。大きな保育園でしたらそんなに支障はな

いんですけれども、家庭的保育室は5人の中で1人定員割れ、2人定員割れとなると、本当に1人減ると数十万単位で月收入が減りますから、事業自体が成り立たなくなってしまいうんですね。家庭的保育とか、小規模保育なんかもそうなんですけれども、そうすると、今現在でも、他市の情報だと、家庭的保育に欠員が出ていて、事業がままならなくなってやめてしまっているという状況が出始めてはいるんです。東久留米も例外ではなくて、実は小規模なんかでは欠員が出てしまっているところもあるし、うちも4月の段階では定員が埋まらなくて、何ヵ月か経って埋まるというケースもここ数年あるんですね。ですから、必ずしもあればいいというふうに思えない自分もいながら、でも、実際問題、働く親の支援という立場でもありますから、待機児童をなくして欲しいという思いもあるんです。そのジレンマがあるんですけど、先ほどの8でいいのかっていう話で、8がいいのか16がいいのか。これ、令和6年を見ると85まで増えてますよね。85となると、保育園1園当たり2人か3人は欠員が出るような、ざっとですけど、数字になってしまう。うちの場合で2人欠員が出たら、私は事業が廃業になってしまうという立場でいますので。それはまた、入園の形をどういう形でやっていくかということで、例えば小規模や家庭的保育から埋めていって、大きいところでは少し欠員が出てともいうふうに、やり方でできるとは思うんですけど。そういう意味で、聞いていて、確保人数と量の見込みのバランスの難しさっていうのをすごく感じました。

・会長

貴重な意見をありがとうございます。〇〇委員。

・委員

改めまして、皆様、こんばんは。すみません、遅れまして。申し訳ございませんでした。私も初めてこの会議に参加させていただいたので、〇〇委員のようにちょっと付いていくのが精いっぱいなんですけれども、先ほども言われましたように、だんだん少子化になって子どもが減っていく。それで、保育園やそういうところを増やせばいいのかっていうと、やっぱり数字だけの問題ではないと思うんですね。やはり〇〇さんのように、今、実際保育園に行かれていますお子さんがいたり、うちももう高校生になってしまったんですけども、子育ての時にやはり預かりがなくて大変困った思いをしました。ですから、結構皆さん色んな意見があると思うんですけども、やはり賛成もあれば反対、こういう意見があればこっちの意見というのが色々あると思うので、そういうのを議論する場と思って参加させていただいておりますので、大変〇〇さんの意見も勉強になりましたし、これから分からないことがいっぱいあるので、勉強して参加させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・会長

ありがとうございます。では、副会長。

・副会長

私は保育園関係ということで出させていただいて、この子育て支援のほうの一番保育園

で今考えているのは、基本的には無償化になっていくわけですね。ということは、就学前教育の義務化にも当たるのかなということですね。そうすると、保育園というのがどういう立場で、今、教育という形にスイッチをさせていただいているんですけれども、まあ昔からそうなんですけれどもね。教育施設なんだっていうことでやっていることと、今、残念ながら出生率が減っていて、保育業界の中では、前は地方と都会とかいう形でなっていたんですけれども、もっとマクロになってきちゃったんですね。東京都内でも、ここではちょっと発表できないけれど、あそこあそこあそこはちょっとなかなか大変だねっていうことで、そのところで質ということの話が出てきちゃうんですけれども、その質っていうところを環境も含めて考えていかなきゃいけないのかなと。それはやっぱり預けてらっしゃる保護者と我々保育関係も含めて、お互いでどうやっていったら一番いいのか。現実的には、保育園をあまり作ると逆に、認可保育園といってある程度のいい条件の保育園を作ればいいんですけれども、それはなかなか難しいということで、色んなところで協力ももらって、小さい保育園、認証から地域から、今すごいんですね。家庭的保育園から。そことどうやって連携をやっていくかといって色々悩んでいますので、だから、これまでの枠というよりも、皆さんで協力しあって意見を出していくというのが大事なのかなと思います。

・会長

〇〇さん、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

・委員

確保方策の話だというのは当然理解しているんですけれども、確保方策は量の見込みが正しいという大前提のもとに議論されるべきですね。先ほど、25地区のうち二十いくつが市を一つの単位としてみなしているという話がありますけれども、東久留米は西武池袋線が真真中に走っていて、例えば下里小学校はもう来年廃校じゃないですか。東側にある二小は今年卒業する6年生は2クラスなんです。今年入ってきた1年生は4クラスなんです。ほかのクラスは3クラスなんです。つまり、2クラスの学年が卒業して、4クラスになる学年が増えているんですよ。ということは、市を一つの単位として見るということについても、地域によって偏在があって、さっきおっしゃったように、そもそも空いているところと空いてないところがあって、それは地域による偏在の要素が僕は大きいと思っている訳ですね。なので、その量の見込みについてもそこが少なからず反映されるべきだと考えてますし、先ほど申し上げたように、何らかの事情によって行政が量の見込みの数字を変えた事情があるのであれば、新しい数字が出たのであれば、その新しい数字に基づいて量の見込みが再定義されるべきなのではないかと思ってるんですよ。もし、5月から7月にかけて量の見込みの変更がなされなかった場合は、量の見込みはこの947人より20人多いんですよ。20人多いって何が起きるかということ、確保方策が今はプラス8ですね。これがマイナスになるんですよ。マイナスは全体でマイナスなんです。地域ごとに見れば、そのマイナスが大きいところも出てくるわけですね。と考えると、確保方策を話すのも当然大事ですけども、量の見込みがそもそも私たちが信頼する数字なのかどうかということのを改めて検討するべきではないかと思っておりますし、これまでの子ど

も・子育て会議でこういうことが話し合われた、決められたということが全ての結論になるのであれば、新しい会をもって議論していくことの可能性が閉ざされちゃうわけですよ。ですから、これが今までこうでした、だから今後もこれでいきますっていうのはちょっとおかしな話で、状況が変わった、メンバーが変わったのであれば新しい議論が当然されるべきであるでしょうし、新しい結論が出されてもおかしくないんじゃないかなと考えています。なので、私はこの量の見込みの数字に納得していないので、その結果出される確保方策についても、またその結果、バランスから出たプラス8についても当然合意できるものではないですし、より議論がなされた上で、新たな方策と量の見込みの提示がされるべきと考えております。

・会長

今、今日ご参加いただきました委員の皆様からお一人ずつご意見を頂戴したところでございます。先ほど私のほうから申し上げましたことなんですけれども、今、〇〇委員が最後のほうにおっしゃっていただいた、前回の会の結論を覆すという部分、新しい方が入られたので、またこの議論に対してもう一度ゼロベースで考えるというスタンスはやはり現実的には厳しいだろうというふうに感じております。それは、このスケジュールというものが当然マイルストーンであって、事業計画をこのタイミングまでに決めなければいけない。もちろん皆さんが、全員が納得いかない、これは絶対におかしいということももちろんその審議を妨げるものではありませんが、少なくともこれまでの委員の皆様が多くの時間と議論を重ねて決められた量の見込みにつきましては、私は会を代表しても一定以上の確認が取れたというふうに理解しています。もし、〇〇委員のほうからそれでもやはりご納得がいけないということであれば、民主主義ということで確認の挙手を取らざるを得ない訳ですけれども、できればそういう形で意見をまとめたくはないと思っています。この意見に対していかがでしょうか。合意のもとに意見がなされるということが一番いいと思いますけれども、ただ、やはり意見が割れるということであれば、多数決を取らざるを得ないという形になりますけれども。多数決を取りましょうか。少なくとも量の見込みにつきましては。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

もう1回言いたいんですけれども、5月から7月に数字が変わってるんですよ。それは、行政が何らかの変えるべき理由があって変えたときおっしゃっていただかないですか。で、その時に、966人になるような見込みが947人に減ってるんですよ。19人減ってるんですよ。で、7月の段階で参照していた数字は平成29年度の利用実績者数848人なんですよ。で、7月になって平成30年度の利用実績者数が分かったんですよ。平成30年度の利用実績者数は896人なんですよ。つまり、7月の時点で利用見込みが約50名以上増えていると考えられる訳ですよ。それにも関わらず、その変更の修正はするつもりはないというのが先ほど関課長の話だったんですよ。だったら、なぜ5月から7月にして、その後新しい数字、50人の数字ですよ、動くのは。50人の数字が動いていけば、3号1・2歳のプラス8はマイナス42ですよ。こういう量の見込みの数字を基に確保方策が、確保方策の議論だけでこの子ども・子育て会議の結論が導き出されていいと皆さん本当にお考えな

んですか。新しい数字が出てるんですよ。その新しい数字を反映させれば、この確保方策の結果出される数字はプラス8ではなく、マイナス41ですよ。待機児童の数字はこれと別ですからね。待機児童の数字は地域の偏在等もあって、この数字より大きく出る傾向にありますから、それでも、この量の見込みはこの947のままを進めるということが、この子ども・子育て会議の趣旨として、市民を代表して、市民に恥ずかしくない顔をしてこの947でいいですよと皆さん言えるんですか。僕はそこを問いたいです。

・会長

改めて、皆さんから、議論が平行線になりそうですので、再度もう一度量の見込みの部分について二度の説明になるかもしれませんが、事務局のほうから改めてちょっと説明をしてください。

・事務局

〇〇委員のほうから、7月の時点で平成30年度の最新の利用実績が出てきて、それは29年度と比較すれば利用実績が増えているというところのお話がありました。それは当然、29年度に比べれば30年度のほうが提供体制というものが増えておりますから、利用実績が増えるのは当たり前のことでございます。新しい保育園が開設して、その受け入れ数が増えれば利用実績が増える。まあ当たり前のことでございます。そういった取り組みをしていた訳ですから、それがすなわち待機児童とイコールになるのかということはどうなのかなというふうに感じたところでございます。もう一点、補正の際に、29年度と30年度の人数の違いが直接反映をするような補正を私どもが行っていたのであればそれは見直しが必要かもしれません。ただ、実際の補正の手法としては、その数字というのは一切関係がないものでございます。なんら影響を受けるところではないと考えているところでございます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

関係がないかどうかという判断ではなくて、そもそも利用実績者数の認識が848人から896人に増えている訳ですよ。現状として、保育園を使っている人数が50人増えてました。にもかかわらず、どうして古い数字にこだわるんですか。それは、行政がその数字を補正をする際に参考にしていないというだけであって、私が申し上げているのは、そもそもその数字の変化を参考にして、参照しながら取り入れて、この量の見込みの数字が補正されるべきなんじゃないですか。あるいは補正をせずに、量の見込みが947ではなく966、あるいはそれ以上の数字が出されてしかるべきなんじゃないですかと申し上げてるんですね。

・会長

ありがとうございます。時間のほうも限られる中で皆さんから議論を頂戴しなければい

けない、大変心苦しいところでございます。〇〇委員からのご意見も、皆さんも十分にご理解した上で、この量の見込みにつきましては、一定の結論を出したいというふうに思います。そうしなければ、確保方策のほうに関しましても前に進まないという形になります。誠に心苦しくはございますけれども、これまでの委員のほうでも確認をしてきました、この量の見込み全体ですね。947 だけではないと思うんですけれども、全体につきましては、これまで議論してきた量の見込み、今、皆さんに提示されているもので問題がないという方は挙手にてお願いいたします。

(多数の挙手あり)

はい、ありがとうございます。ただしながら、結果としてはそういうことではございますが、引き続き〇〇委員からのご意見等をやはりこの会議としては重要に認識して、そういった鋭いご発言を丁寧に拾って、こういったものに十分に反映させていただきたいというふうに思います。

それでは、本来この後、確保方策そのものについての数値のところまで今日皆さんに確認をしたいところでございますが、ちょっとお時間の関係がありますので、資料5になりますかね。先にそちらのほうに行きますか。

・事務局

児童青少年課の確保方策のほうはまだ説明が残っています。

・会長

それでは、そちらの説明をしていただいでよろしいですか。

・事務局

事務局の〇〇です。私から 13 事業の残りの事業、児童青少年課所管の事業について、ご説明させていただきます。

まず、2 ページ (3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) でございます。この事業は、保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったお子さんに対しまして、市が委託する児童養護施設等にお子さんを預け、必要な保護を行う事業でございます。「②確保方策」でございますが、現在、東久留米市が行っております事業内容といたしましては、清瀬市にある「子供の家」で行っておりますショートステイとなるものでございます。こちらにつきましては、委託形式で行っておりまして、年間を通して 2 人分の部屋を確保しているという内容になっておりますので、365 日×2 人分ということで「730」という確保の数字となっているものでございます。そして、一番下の行「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えているところでございます。

続きまして、3 ページ (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業でございます。この事業は、家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うものでございます。なお、本事業もニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではなく、延べ訪問件数等

を勘案して推計ということになっております。また、今後の本事業の対象年齢の人口動向を加味して、本表のような量の見込みとなっているものでございます。確保方策といたしましては、実施が子ども家庭支援センター職員、実施機関が東久留米市子ども家庭支援センターという形となっております。

次に、(6) 地域子育て支援拠点事業でございます。この事業は、小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行うものでございます。確保方策といたしましては、現在この事業は、地域子ども家庭支援センター上の原、また、地域子育て支援センターはこぶね館で行っている事業でございますので、その内容として2か所ということで、確保方策に記載させていただいているところでございます。

次に、4ページ(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)でございます。この事業は子育てのお手伝いをしたい会員(サポート会員)と、子育てのお手伝いを受けたい会員(ファミリー会員)による、組織的な相互援助活動(有償ボランティア活動)でございます。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があるものでございます。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整をいたしまして、援助活動につなげているものでございます。また、(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)につきましては、就学児童分の量の見込みと確保方策の数値が記載されているものでございます。確保方策といたしましては、現在のファミリー・サポート・センター事業の実施状況を勘案いたしまして、令和2年度から令和6年度までの確保方策の数字を載せておりまして、一番下の「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えているところでございます。

次に、(9) 一時預かり事業(幼稚園型以外)のファミリー・サポート・センター事業についてでございます。事業内容や確保方策につきましては、先ほど(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)でご説明したとおりでございます。また、(8)の事業の就学児童の量の見込みと確保方策の数値がこの表に記載されているものでございます。確保方策といたしましては、就学児童と同様、現在のファミリー・サポート・センター事業の実施状況を勘案いたしまして、令和2年度から令和6年度までの確保方策の数字を載せておりまして、一番下の行「②-①」の計算結果のとおり、計画期間中の確保達成ができると考えているところでございます。

次に、5ページ(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)でございます。こちらの事業につきましては、前回の会議で南町小地区以外の確保方策に関しましてはご説明をしているところでございます。今回は残りの南町小地区についてご説明いたします。8ページをご覧ください。確保方策といたしましては、計画期間中に特別教室等の借用等によりまして、計画期間中の確保達成を目指して参るものでございます。児童青少年課所管の事業の説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。お時間も迫っているところでございますけれども、皆様からの確保方策に関するご意見を頂戴し、また、量の見込みについては会としてご了承

いただいたところでございます。また、各担当課からも確保方策の数字につきましての具体的な説明がなされたところでございます。それでは、お時間もありますので、ここで皆様のほうにこの量の見込み、それから確保方策、今回は確保方策の案についてのご審議をいただきたいというふうに思います。本日ご提示していただきました、この数字でよろしいという方がございましたら、挙手にて確認、審議をさせていただきたいと思います。事務局のほうから出されたこちらのご説明を踏まえた数字でございますが、問題ないという方は挙手にてご提示をお願いいたします。

・委員

質問とかもできないんですか。

・会長

どうぞ。

・委員

そもそも進め方として、説明があったからいいですかという話じゃないと思うんですよ。これはちょっと納得できないです。それで、(11)の学童なんですけれども、低学年と高学年が量の見込みのところが分かれていて、確保方策は1本じゃないですか。合計すれば全部プラスになっているように見えるんですけれども、低学年、高学年、あるいは学年で切った時に入れられない子たちがいるっていう話を聞いたことがあって、それはどう理解したらいいんですか。

・会長

この議論も前回、委員が変わられて大変恐縮なんですけれども、この議論も前回同じ議論が出たところでございますが、お時間に限りがありますが、ここの部分をもう一度説明していただいでよろしいですか。

・事務局

今回、確保方策といったものでお示ししている数字でございますので、量の見込みに対しまして、確保方策が上回っておりますれば、そういった待機といったところは生じないといったものでございます。今年度におきましては、一部の学童保育所におきまして、待機児童が生じているところもございます。待機児童につきましては、学童保育所の入所にあたりましては、低学年から高学年の方、様々な年齢の方が申請されているといったことがございますけれども、その中で学童保育の必要性といったところで順位付けをさせていただきまして、入所を決定していくといった形になるところでございます。従いまして、定員を超えまして申請がございました場合には、比較的 low 学年のお子様につきましてはやはり学童保育での保育の必要性が高いといったところで、そういった判定をするところで、比較的優先度が高くなるといったところで、低学年の方が入所されますと、高学年の方で待機という形でお待ちいただくような状況があるといったところでございます。そういったところで、例えば今年度におきまして、高学年で待機児童といった形でお待ちいただい

ている方は確かにいらっしゃるといった状況ではございます。以上でございます。

・委員

令和元年は待機児童が出ている学童があるんですよね。もしそれがイエスだった場合に、令和2年度に移った時にマイナスが全部プラスになっているのは、確保方策が増えているんですか、それとも量の見込みが減っているんですか。

・事務局

待機が生じている今年度につきましては状況がでございますけれども、次年度以降につきましては、確保方策といった形で確保いたしまして、量の見込みに対応していくといったものでございます。以上でございます。

・委員

僕が伺ったのは、確保方策が上がったのか、それとも量の見込みが減ったのか。ギャップがマイナスな訳ですよ、ある学童においては。それが全てプラスになっているわけですよ。もし、確保方策の数が変わらなければ量の見込みが減ったと考えられるし、量の見込みが変わらなければ確保方策が増えたと考えるのが普通だと思うんですけども、どっちの要因なんですかというのが私の質問です。

・事務局

全体のところから行きますと、確保方策のほうが増えているという状況でございます。以上でございます。

・会長

すみません。まとめて一つ質問で、最後でよろしいですが。お時間が9時を回ってしまったところで大変恐縮でございますので。どうぞ。

・委員

そもそもこれをこの場で配られて、この数字でいいですかというのに、ちょっと無理があるんじゃないかと思っているんですけど。どうですか、皆さん。会長さん含めて。これを出されて、子ども・子育て会議の結論としてOKですっていうことは、僕はちょっとできないと思ってますし、この短時間でこれだけの情報をパッと見せられて、質問する時間も遮られて、質問をせずに決を採ろうとする会長もいらして、そういう進め方でこういう大事な方策が決められているっていうことに対するすごく違和感というか、理解できないところが残っているんですけども。こういう進め方っていうのは今後も変わらないんですか。この場で資料を渡されて、これでどうですか。はい、行きますっていうのは変わらないんでしょうか。例えば、事前に資料を配付するとかっていう手もあると思うんですけども、この進め方について、今後2年一緒にやっていく上で、私が委員として市民に対して説明ができるかっていうとなかなかできないので、何らかの是正措置を求めます。

・会長

私のほうからまず一点。質問なしで決を採るところに関しては、否定をしていただきたいと思います。なぜならば、私は皆さんにご意見をお聞きしていたところですので、そこは否定していただきたいというふうに思います。それと、確かにパッと見せられて全部決めろというのは酷な話だと思います。だからこそ、各委員、選出の場合はそのところの代表として、受け継いで来ていただいている前提でこの場に来られているのではないかというふうな認識をしております。しかしながら、その上でも、確かに新しい情報がたくさん入ってございますので、これですぐ決めろというのは、色々な場面で難しいところがあるかというふうに思います。本日、初めての新しいメンバーでの会議でございました。冒頭、会に入る前までに、もうすでに30以上経過した後の議題進行というところで、私が会長に選出されましたけれども、進行が上手じゃなかったところがございます。なかなか本日の議題全て終えることができませんでした。これにもちましては、大変遺憾ではございますが、本日、この場所の会議の時間が限られてございますので、本日は一度ここで閉会とさせていただきたいというふうに思います。今後どうしていきべきか、どうしていきべきかというのは、決めなければいけない議題がございますので、それに対してどういう方法で進めていくのか、会の進行も含めて、この後、私と副会長、それから市のほうと調整をさせていただいて、今後のあり方について検討していきたいというふうに思います。各委員の皆様におかれましても、まだまだ言い足りないこと、まだまだ伝えきれないこと、理解しづらいこと等もあるだろうということは承知しておりますが、本日のところにおきましては、確保方策の案に関しましても、一度こちらのほうで持ち帰らせていただきたいというふうに思います。また、本日コンサルのほうからの発表もございましたけれども、大変恐縮でございますが、お時間の関係で、本日は大変申し訳ございませんけれども割愛させていただくことをご了承いただければというふうに思います。

10 その他

・会長

それでは、次回のことにつきまして、日程の確認を事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

次回の日程は、まだ日にちは具体的に決まっておりませんが、開催は10月下旬に開催できればと考えております。次回の議題は、「確保方策（案）」と「子ども・子育て支援事業計画（素案）」ということになろうかと思っております。以上でございます。

・委員

結局、今日は確保方策について、子ども・子育て会議としての合意がなされなかったと理解していいんですね。

・会長

結構です。

今後の進め方につきましては先ほど申し上げましたとおり、一度持ち帰らせていただきまして、会長、副会長、それから市のほうと、今後の進め方を含めてご相談させていただきたいと思います。

11 閉会

・会長

本日は長時間に渡り、また、初回の委員会ということにもかかわらず、闊達なご意見を頂戴しまして誠にありがとうございました。皆様、お疲れ様でございました。

以 上